

徳島県教育委員会訓令第3号

各公立学校

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月15日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第2条第2項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令(昭和60年徳島県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第2条第2項」を「第2条第10号」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年5月15日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例第2条第10号の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。